

令和3年6月1日

事業者の皆様へ

今治市長 徳永繁樹

新型コロナウイルスの感染拡大を回避するための
「感染警戒期」～特別警戒期間～の過ごし方について（お願い）

愛媛県は、令和3年5月28日（金）に、令和3年6月1日（火）からの県内の感染警戒レベルを、「感染警戒期」～特別警戒期間～への移行を発表しました。しかしながら、今治市においては、①緊急事態宣言下の広島県と隣接している点、②無尽（異業種交流会）が盛んである点、③未だ新規感染者が散見される点を踏まえ、「感染警戒期」～特別警戒期間～における愛媛県の要請に加え、今治市独自の要請を行うことといたしました。下記の感染拡大防止行動にご留意くださるようあらためてお願いいたします。

記

○ 要請期間

令和3年6月1日（火）～当面の間

○ 【今治市独自】「感染警戒期」～特別警戒期間～の要請内容

不要不急の会食の自粛（4人以下かつ長時間を避けた会食であっても）

○ 【愛媛県】「感染警戒期」～特別警戒期間～の愛媛県の要請内容

1. 市民の皆さんへの要請

（1）外出や人との接触、会合の機会を減らしてください。

- ・ 普段会わない人との長時間の接触や、不特定多数が集まる場所への外出などは極力避けてください。
- ・ 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談し、受診してください。
- ・ 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促してください。
- ・ 基本的な感染対策を徹底してください。（マスクは適切に着用してください。鼻出しマスクなど不完全な着用は効果がありません。また、手指消毒は極めて有効です。）
- ・ 「3密」だけでなく一つ一つの「密」 密閉、密集、密接 を避けてください。

（2）県外との不要不急の出張や往來の自粛

- ・ やむを得ない往來や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底してください。
- ・ 帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした人は、外出を控え、人と会わないでください。
- ・ 県外の家族や親族、友人、取引先などに、来県や帰県を控えるよう呼び掛けてください。

（3）会食の注意

- ・ 会食は4人以下で、長時間を避ける（概ね2時間以内）。
※当面、6月14日（月曜日）までの2週間。感染状況を考慮し、段階的に緩和。
- ・ 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
※当面の間。感染状況を考慮し、段階的に緩和。
- ・ 不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベントなどは開催しない。参加しない。

【会食に関するチェックポイント】

- 店側の感染対策ができていることを確認
 - 参加者の2週間以内の行動歴を確認
 - 当日の体調不良者がいないことを確認
- (4) 温泉やスポーツジムなどの名称に関わらず、入浴設備などを備える施設の場合は、混雑を避け、十分に注意して利用してください。
- (5) 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意してください。
※「5つの場面」①飲酒を伴う懇親会など、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

2. 事業者の皆さんへの要請

(1) 業種別ガイドラインの実践

(2) 職場内での徹底した感染防止対策の実行

- ・ 職場での飲み会は4人以下。
※当面、6月14日（月曜日）までの2週間は、普段顔を合わせている人と4人以下で、長時間を避ける（2時間以内）など、感染リスク回避を徹底してください。
 - ・ テレワーク、時差出勤の利用を促進してください。
 - ・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室なども含めた職場内の感染拡大防止対策を徹底してください。
 - ・ 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認を徹底してください。
 - ・ 休暇取得を推奨してください。
 - ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促してください。
 - ・ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替してください。真に必要な出張の場合は、感染回避行動を徹底させ、帰県後2週間は、体調管理に十分注意させてください。
- (3) 飲食店や商業施設、イベントや催し物などでの徹底した感染対策の実行（業務の特性などを考慮）
- ・ 入場者が密にならないような整理誘導
 - ・ 発熱など有症状者の入場を避けるための措置
 - ・ 手指の消毒設備の設置と、利用者などへの呼び掛け
 - ・ 入場者へマスクの着用徹底などの呼び掛け
 - ・ マスクの着用などに正当な理由なく応じない者を入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）
 - ・ 会話などの飛沫での感染の防止に効果のある措置（アクリル板などの設置または座席の間隔の確保、換気の徹底など）
 - ・ 従業員への検査勧奨

3. イベントなどの取り扱い

(1) イベント関係

- ・ 感染防止対策を徹底して「再開」します。（県市主催イベント）

(2) 市管理施設関係

- ・ 市管理施設は感染防止対策を徹底して「再開」します。

【感染防止対策】

- 施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
 - 感染拡大地域からの来訪者などには、施設利用を控えるよう協力依頼（告知文の掲示、施設ホームページへの掲載で周知 など）
- ・ 市管理施設の貸館利用は以下を条件に「利用を許可」します。
 - ガイドラインの遵守など、感染防止対策の徹底
 - イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
 - えひめコロナお知らせネットの活用を徹底